

岩手県告示第 433 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定により、二級河川閉伊川水系に係る河川整備計画を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課及び宮古地方振興局土木部、宮古市役所並びに川井村役場に備えておいて縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也